

沼津市議会議員政治倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、沼津市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となることを定めることにより、議員の政治倫理の意識の確立に努め、もって市民に信頼される公正かつ民主的な市政の発展に資することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の信頼に値する高い倫理的義務に徹し、市民の非難を受けないう政治倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、特定の利益の実現を求めて市民全体の利益を損なわないこと。
- (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人若しくは特定の企業又は団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- (4) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。